

14 防災組織に関する資料

〔危機管理防災局危機管理課〕

14. 1 鹿児島県防災会議条例

鹿児島県防災会議条例

昭和37年10月15日

条例第35号

改正 昭和42年7月21日条例第23号

平成17年3月29日条例第8号

平成24年12月25日条例第67号

平成31年3月22日条例第17号

令和3年10月15日条例第42号

鹿児島県防災会議条例をここに公布する。

鹿児島県防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、鹿児島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数及び任期)

第2条 法第15条第5項第5号から第8号までに掲げる者をもつて充てる委員の定数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第15条第5項第5号に掲げる者 14人以内
- (2) 法第15条第5項第6号に掲げる者 6人以内
- (3) 法第15条第5項第7号に掲げる者 20人以内
- (4) 法第15条第5項第8号に掲げる者 10人以内

2 法第15条第5項第6号から第8号までに掲げる者をもつて充てる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例67・令和3条例42・一部改正)

(幹事)

第3条 防災会議に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(会議)

第4条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の総数の3分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第5条 防災会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長が、あらかじめ指名するものがその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、危機管理防災局において処理する。

(昭42条例23・平17条例8・平31条例17・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年7月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月29日条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第67号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成25年8月31日までの間に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第8号に掲げる者をもって充てる鹿児島県防災会議の委員の任期は、第1条の規定による改正後の鹿児島県防災会議条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成31年3月22日条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月15日条例第42号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和5年8月31日までの間に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第8号に掲げる者をもって充てる鹿児島県防災会議の委員の任期は、改正後の鹿児島県防災会議条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

14. 2 鹿児島県防災会議運営要領

鹿児島県防災会議運営要領

(昭和37年11月20日)
(平成17年4月1日改正)
(平成28年3月24日改正)
(平成31年4月1日改正)
(令和2年12月16日改正)
(令和6年1月24日改正)

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島県防災会議条例（昭和37年鹿児島県条例第35号。以下、「条例」という。）第7条の規定に基づき、鹿児島県防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の書面開催)

第2条 条例第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する暇がないと認めるとき
- (2) やむを得ない事情により防災会議を招集することができないとき
- (3) 軽微な事項に関する議事に該当するとき

2 書面開催により議決する場合は、条例第4条第4項及び第5項の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第3条 会長は会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 市町村地域防災計画の作成又は修正について知事に対する意見具申
- (2) 鹿児島県地域防災計画の軽微な修正に関する事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは次の会議に報告しなければならない。ただし、委員への通知をもって報告に代えることができる。

(幹事会)

第4条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、鹿児島県危機管理防災局危機管理課長の職にある幹事がこれにあたる。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第5条 幹事会は、議案の内容に応じ必要な範囲で招集することができる。

(記録)

第6条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

14. 3 鹿児島県防災会議委員名簿

No.	役 職	郵便番号	住 所	連絡先
1	鹿児島県知事	890-8577	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-2111
2	九州管区警察局長	812-0045	福岡市博多区東公園 7 - 7	092-622-5000
3	九州総合通信局長	860-8795	熊本市西区春日 2 - 1 0 - 1	096-326-7334
4	九州財務局鹿児島財務事務所長	892-0816	鹿児島市山下町 1 3 - 1 0	099-226-6155
5	九州厚生局鹿児島事務所長	890-0068	鹿児島市東郡元町 4 - 1 鹿児島第 2 地方合同庁舎	099-201-5801
6	鹿児島労働局長	892-0816	鹿児島市山下町 1 3 - 2 1	099-223-8277
7	九州農政局長	860-8527	熊本市西区春日 2 - 1 0 - 1	096-211-9111
8	九州森林管理局長	860-0081	熊本市西区京町本丁 2 - 7	096-328-3512
9	九州経済産業局総務企画部長	812-8546	福岡市博多区博多駅東 2 - 1 1 - 1 福岡合同庁舎本館	092-482-5405
10	九州産業保安監督部長	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2 - 1 1 - 1 福岡合同庁舎本館	092-482-5927
11	九州地方整備局長	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2 - 1 0 - 7	092-471-6331
12	九州運輸局鹿児島運輸支局長	892-0822	鹿児島市泉町 1 8 - 2	099-222-5660
13	大阪航空局鹿児島空港事務所長	899-6492	霧島市溝辺町麓 8 3 8	0995-58-4440
14	国土地理院九州地方測量部長	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2 - 1 1 - 1 福岡合同庁舎本館	092-411-7881
15	鹿児島地方気象台長	890-0068	鹿児島市東郡元町 4 - 1 鹿児島第 2 地方合同庁舎	099-250-9911
16	第十管区海上保安本部長	890-0068	鹿児島市東郡元町 4 - 1 鹿児島第 2 地方合同庁舎	099-250-9800 (代) 099-250-9801 (休日、夜間)
17	九州地方環境事務所長	860-0047	熊本市西区春日 2 - 1 0 - 1	096-322-2400
18	九州防衛局熊本防衛支局長	862-0901	熊本市東区東町 1 - 1 - 1 1	096-368-271
19	陸上自衛隊第 1 2 普通科連隊長	899-4322	霧島市国分福島 2 - 4 - 1 4	0995-46-0350
20	鹿児島県教育長	890-8577	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-2111
21	鹿児島県警察本部長	890-8566	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-206-0110
22	鹿児島県副知事	890-8577	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-2111
23	鹿児島県副知事	890-8577	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-2111
24	鹿児島県総括危機管理防災監兼危機管理防災局長	890-8577	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-2111
25	鹿児島市長会 垂水市長	890-0064	鹿児島市鴨池新町 7 - 4 (自治会館内)	099-206-1001
26	鹿児島県町村会 肝付町長	890-0064	鹿児島市鴨池新町 7 - 5 (自治会館内)	099-206-1020
27	鹿児島県消防長会会長	892-0816	鹿児島市山下町 1 5 番 1 号	099-222-0280
28	一般財団法人鹿児島県消防協会会長	899-5652	始良市平松 6 2 5 2	0995-64-5401
29	西日本電信電話株式会社鹿児島支店長	892-0833	鹿児島市松原町 4 - 2 6	099-258-8200
30	日本郵便株式会社総務部課長	890-8799	鹿児島市中央町 1 - 2	099-252-4188
31	日本銀行鹿児島支店長	890-0052	鹿児島市上之園町 5 - 1 5	099-259-3220
32	日本赤十字社鹿児島県支部事務局長	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1 - 5	099-252-0600
33	日本放送協会NHK鹿児島放送局コンテンツセンター記者	890-0814	鹿児島市本港新町 4 - 6	099-805-7000
34	西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所長	899-5231	始良市加治木町反土 1 4 6 6	0995-63-4551
35	九州旅客鉄道株式会社執行役員鹿児島支社長	890-0045	鹿児島市武 1 - 2 - 1	099-254-9079
36	日本通運株式会社鹿児島支店長	892-0812	鹿児島市浜町 1 - 8	099-226-6111
37	九州電力株式会社執行役員鹿児島支店長	890-8558	鹿児島市与次郎 2 - 6 - 1 6	099-285-5268
38	公益社団法人鹿児島県医師会会長	890-0053	鹿児島市中央町 8 - 1	099-254-8121
39	公益社団法人鹿児島県歯科医師会会長	892-0841	鹿児島市照国町 1 3 - 1 5	099-226-5291
40	公益社団法人鹿児島県看護協会会長	890-0064	鹿児島市鴨池新町 2 1 - 5	099-256-8081
41	公益社団法人鹿児島県トラック協会会長	891-0131	鹿児島市谷山港 2 丁目 4 - 1 5	099-261-1167
42	一般社団法人鹿児島県建設業協会会長	890-0064	鹿児島市鴨池新町 6 - 1 0 鹿児島県建設センター内	099-257-9211
43	公益社団法人鹿児島県バス協会会長	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1 2 - 1 2 第 2 岩崎ビル 5 階	099-252-8670
44	株式会社南日本放送報道局報道部副部長	890-0051	鹿児島市高麗町 5 - 2 5	099-254-7117
45	鹿児島テレビ放送株式会社報道制作局報道部長	890-8666	鹿児島市紫原 6 丁目 1 5 - 8	099-285-8789
46	株式会社鹿児島放送報道情報センター解説委員兼SDGs推進	890-0062	鹿児島市与次郎 2 丁目 5 - 1 2	099-251-5111
47	株式会社エフエム鹿児島放送部担当部長	892-8579	鹿児島市東千石町 1 - 3 8 鹿児島商工会議所ビル 3 階	099-239-1133
48	株式会社鹿児島読売テレビ報道制作局副部長	890-0062	鹿児島市与次郎 1 丁目 9 - 3 4	099-285-5571
49	志布志市消防団部長	899-7192	鹿児島県志布志市志布志町志布志 2 丁目 1 番 1 号	099-472-1111
50	NP0法人おおすみ半島コミュニティ放送パーソナリティ	893-0064	鹿屋市西原 4 丁目 1 2 - 1 2 フェスティパロ鹿屋本店 2 階	0994-41-1485
51	国立大学法人鹿児島大学教育学部准教授	890-0065	鹿児島市郡元 1 - 2 0 - 6	099-285-7787
52	公益財団法人鹿児島県老人クラブ連合会副会長	890-0063	鹿児島市鴨池 2 丁目 3 0 - 8	099-253-6655
53	鹿児島県女性防火クラブ連絡協議会会長	890-8577	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-2259
54	鹿児島県地域女性団体連絡協議会会長	890-0056	鹿児島市下荒田 2 - 2 7 - 1 2	099-812-8120
55	日本防災士会鹿児島県支部会員	899-6205	鹿児島市小松原 1 丁目 1 5 - 1 5	099-269-1162
56	鹿児島県介護支援専門員協議会鹿児島支部理事	890-0063	鹿児島市鴨池 2 丁目 3 0 - 8	099-255-0072
57	国立大学法人鹿児島大学総合教育機構共通教育センター准	890-0065	鹿児島市郡元 1 - 2 0 - 6	099-285-8885

14. 4 鹿兒島県防災会議幹事名簿

No.	役 職	郵便番号	住 所	連絡先
1	九州管区警察局災害対策官	812-0045	福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000
2	九州総合通信局総合通信調整官	860-8795	熊本市西区春日2-10-1	096-326-7334
3	九州財務局鹿兒島財務事務所総務課長	892-0816	鹿兒島市山下町13-10	099-226-6155
4	九州厚生局鹿兒島事務所審査課長	890-0068	鹿兒島市東部元町4-1 鹿兒島第2地方合同庁舎	099-201-5801
5	鹿兒島労働局監督課長	892-8535	鹿兒島市山下町13-21	099-223-8277
6	九州農政局地方参事官（鹿兒島県担当）	892-0817	鹿兒島市山下町13-21	099-222-5840
7	九州森林管理局鹿兒島森林管理署長	892-0812	鹿兒島市浜町12-1	099-247-7111
8	九州経済産業局総務企画部参事官	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5405
9	九州産業保安監督部管理課長	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5927
10	九州地方整備局川内川河川事務所長	895-0075	薩摩川内市東大小路町20番2号	0996-22-3271
11	九州地方整備局鹿兒島国道事務所長	892-0812	鹿兒島市浜町2番5号	099-216-3111
12	九州地方整備局鹿兒島港湾・空港整備事務所長	892-0835	鹿兒島市城南町23-1	099-223-3296
13	九州地方整備局大隅河川国道事務所長	893-1207	肝属郡肝付町新富1013-1	0994-65-2591
14	九州運輸局鹿兒島運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画担当）	892-0822	鹿兒島市泉町18-2	099-222-5660
15	大阪航空局鹿兒島空港事務所航空保安防災課長	899-6492	霧島市溝辺町麓838	0995-58-4440
16	国土地理院九州地方測量部防災情報管理官	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-411-7881
17	鹿兒島地方気象台防災管理官	890-0068	鹿兒島市東部元町4-1 鹿兒島第2地方合同庁舎	099-250-9919
18	第十管区海上保安本部環境防災課長	890-0068	鹿兒島市東部元町4-1 鹿兒島第2地方合同庁舎	099-250-9800(代) 099-250-9801(休日・夜間)
19	九州地方環境事務所総務課長	860-0047	熊本市西区春日2-10-1	096-322-2400
20	九州防衛局熊本防衛支局鹿兒島防衛事務所長	892-0846	鹿兒島市加治屋町13-4 MA X加治屋町ビル5階	099-219-9055
21	陸上自衛隊第12普通科連隊第3科長	899-4322	霧島市国分福島2-4-14	0995-46-0350
22	鹿兒島県教育委員会教育庁総務福利課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
23	鹿兒島県警察本部警備課長	890-8566	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-206-0110
24	鹿兒島県総務部人事課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
25	鹿兒島県男女共同参画局青少年男女共同参画課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
26	鹿兒島県総合政策部総合政策課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
27	鹿兒島県観光・文化スポーツ部PR観光課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
28	鹿兒島県環境林務部環境林務課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
29	鹿兒島県保健福祉部保健医療福祉課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
30	鹿兒島県保健福祉部社会福祉課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
31	鹿兒島県保健福祉部生活衛生課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
32	鹿兒島県商工労働水産部商工政策課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
33	鹿兒島県農政部農政課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
34	鹿兒島県土木部監理課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
35	鹿兒島県土木部道路維持課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
36	鹿兒島県土木部河川課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
37	鹿兒島県土木部砂防課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
38	鹿兒島県危機管理防災局危機管理課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
39	鹿兒島県危機管理防災局災害対策課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
40	鹿兒島県危機管理局原子力安全対策課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
41	鹿兒島県危機管理局消防保安課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
42	鹿兒島県出納局会計課長	890-8577	鹿兒島市鴨池新町10-1	099-286-2111
43	西日本電信電話株式会社鹿兒島支店災害対策担当課長	892-0833	鹿兒島市松原町4-26	099-227-9689
44	日本郵便株式会社鹿兒島中央郵便局総務部主任	890-8799	鹿兒島市中央町1-2	099-252-4188
45	日本銀行鹿兒島支店総務課企画役補佐	890-0052	鹿兒島市上之園町5-15	099-259-3220
46	日本赤十字社鹿兒島県支部参事	890-0064	鹿兒島市鴨池新町1-5	099-252-0600
47	日本放送協会鹿兒島放送局放送部副部长	890-0814	鹿兒島市本港新町4-6	099-253-6615
48	西日本高速道路株式会社九州支社鹿兒島高速道路事務所統括課長	899-5231	始良市加治木町反土1466	0995-63-4551
49	九州旅客鉄道株式会社鹿兒島支社安全推進室担当課長	890-0045	鹿兒島市武1-2-1	099-256-0165
50	日本通運株式会社鹿兒島支店業務推進次長	892-0812	鹿兒島市浜町1-8	099-226-6111
51	九州電力送配電株式会社鹿兒島支社副支社長	890-8558	鹿兒島市与次郎2-6-16	099-285-5268
52	公益社団法人鹿兒島県医師会地域保健課長	890-0053	鹿兒島市中央町8-1	099-254-8121
53	公益社団法人鹿兒島県歯科医師会事務局長	892-0841	鹿兒島市照国町13-15	099-226-5291
54	公益社団法人鹿兒島県看護協会専務理事	890-0064	鹿兒島市鴨池新町21-5	099-256-8081
55	公益社団法人鹿兒島県トラック協会常務理事	891-0131	鹿兒島市谷山港2丁目4-15	099-261-1167

14. 5 防災関係機関一覧

(1) 指定行政機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	電 話	F A X
消 防 庁	〒100-8927	国民保護・防災部防災課	03-5253-7525	03-5253-7535
	千代田区霞が関2-1-2	* 宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
内 閣 府	〒100-8969	政策統括官（防災担当）	03-3501-5408	03-3503-5690
	千代田区霞が関1-2-2	付参事官		
国家公安委員会 警 察 庁	〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2	警備局警備課	03-3581-0141 内線5761～4	03-3597-8004
防 衛 省	〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1	運用企画局事態対処課	03-5269-3246	03-5229-2136
金 融 庁	〒100-8967 千代田区霞が関3-2-1	総務企画局政策課	03-3506-6433	03-3506-6267
消 費 者 庁	〒100-6178 千代田区永田町2-11-1	総務課	03-3507-9151	03-3507-9279
総 務 省	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	大臣官房総務課	03-5253-5090	03-5253-5093
法 務 省	〒100-8977 千代田区霞が関1-1-1	大臣官房秘書課 広報室	03-3592-5396	03-3592-7728
外 務 省	〒100-8919 千代田区霞が関2-2-1	大臣官房総務課 危機管理調整室	03-5501-8000 内線5799	03-5501-8062
財 務 省	〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1	大臣官房総合政策課 政策推進室	03-3581-7934	03-5251-2163
文部科学省	〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	03-6734-2290	03-6734-3689
文 化 庁	〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2	長官官房政策課	03-6734-2806	03-6734-3811
厚生労働省	〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2	社会・援護局総務課	03-3595-2614	03-3503-3099
農林水産省	〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1	大臣官房地方課 災害総合対策室	03-6744-0206	03-6744-7158
経済産業省	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	大臣官房総務課	03-3501-1327	03-3501-1704
資源エネルギー庁	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	長官官房総合政策課	03-3501-2669	03-3580-8426
原子力安全・保安院	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	企画調整課	03-3501-1568	03-3580-8490
中小企業庁	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	経営安定対策室	03-3501-2698	03-3501-6805
国土交通省	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3	河川局防災課 災害対策室	03-5253-8461	03-5253-1608
国土地理院	〒305-0811 つくば市北郷 1	企画部防災推進室	029-864-6572	029-864-1658
気 象 庁	〒100-8122 千代田区大手町1-3-4	総務部企画課	03-3214-7902	03-3211-2032
環 境 省	〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2	大臣官房総務課	03-3580-1373	03-3509-6485
原子力規制委員会	〒100-8450 港区六本木1-8-8	長官官房総務課	03-3581-3352	

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
九州管区警察局	812-0045	福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
九州総合通信局	860-8795	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-326-7334
九州財務局	860-8585	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-353-6351
九州厚生局	812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-2-8 住友生命博多ビル 4F	092-707-1115
鹿児島労働局	892-0816	鹿児島市山下町 13-21	099-223-8277
九州農政局	860-8527	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111
九州森林管理局	860-0081	熊本市西区京町本丁 2-7	096-328-3512
九州経済産業局	812-8546	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5405
九州産業保安監督部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5927
九州地方整備局	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎	092-471-6331
九州運輸局	912-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-2312
大阪航空局	540-8559	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6211
国土地理院九州地方測量部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-411-7881
福岡管区气象台	810-0052	福岡市中央区大濠 1-2-36	092-725-3601
第十管区海上保安本部	890-0068	鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第2地方合同庁舎	099-250-9800(代) 099-250-9801(休日・夜間)
九州地方環境事務所	860-0047	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-322-2400
九州防衛局	862-0901	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎	092-483-8811

(3) 自衛隊

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
陸上自衛隊第12普通科連隊（国分自衛隊）	899-4322	霧島市国分福島 2-4-14	0995-46-0350
海上自衛隊第1航空群（鹿屋自衛隊）	893-0064	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111
陸上自衛隊第8施設大隊（川内駐屯地）	895-0053	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900

(4) 指定公共機関

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
西日本電信電話（株）鹿児島支店	892-0833	鹿児島市松原町 4-26	099-227-9689
日本郵便（株）鹿児島中央郵便局	890-0053	鹿児島市中央町 1-2	099-252-4188
日本銀行 鹿児島支店	890-0052	鹿児島市上之園町 5-15	099-259-3220
日本赤十字社 鹿児島県支部	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-5	099-252-0600
日本放送協会 鹿児島放送局	892-8603	鹿児島市本港新町 4-6	099-805-7000
西日本高速道路（株）九州支社	812-0013	福岡市博多区博多東駅 3-13-15	092-260-6123
九州旅客鉄道（株）鹿児島支社	890-0045	鹿児島市武 1-2-1	099-256-0165
日本貨物鉄道（株）九州支社	803-0812	福岡県北九州市小倉北区室町 3丁目2番57号	093-583-6201
日本通運（株）鹿児島支店	892-0812	鹿児島市浜町 1-8	099-226-6111
九州電力（株）鹿児島支店	890-8558	鹿児島市与次郎 2-6-16	099-285-5268

(5) 指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	郵便番号	所 在 地
折田汽船株式会社	099-226-0479	892-0836	鹿児島市錦江町7-37
マリックスライン株式会社	099-226-2121	890-0836	鹿児島市錦江町1-7
公益社団法人鹿児島県トラック協会	099-261-1167	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15
屋久島電工株式会社	09974-2-0111	891-0245	熊毛郡上屋久町宮之浦939
日本ガス株式会社	099-250-5127	890-0053	鹿児島市中央町8-2
株式会社南日本放送	099-254-7111	890-8570	鹿児島市高麗町5-25
鹿児島テレビ放送株式会社	099-258-1111	890-8666	鹿児島市紫原6-15-8
株式会社鹿児島放送	050-3816-4799	890-8571	鹿児島市与次郎2-5-12
株式会社鹿児島讀賣テレビ	099-285-5575	890-8574	鹿児島市与次郎1-9-34
株式会社エフエム鹿児島	099-227-0798	892-8579	鹿児島市東千石町1-38(鹿児島商工会議所ビル3F)
公益社団法人鹿児島県医師会	099-254-8121	890-0053	鹿児島市中央町8-1
公益社団法人鹿児島県歯科医師会	099-226-5291	892-0841	鹿児島市照国町13-15
公益社団法人鹿児島県看護協会	099-256-8081	890-0064	鹿児島市鴨池新町21-5
公益社団法人鹿児島県薬剤師会	099-257-8288	890-8589	鹿児島市与次郎2-8-15
一般社団法人鹿児島県建設業協会	099-257-9211	890-0064	鹿児島市鴨池新町6-10(鹿児島県建設センター内)
公益社団法人鹿児島県バス協会	099-252-8670	890-0064	鹿児島市鴨池新町12-12(第2岩崎ビル5階)
鹿児島内航海運組合	099-222-8617	892-0823	鹿児島市住吉町13-6

(6) 鹿児島県

機 関 名	電話番号	郵便番号	所 在 地
鹿児島県庁	099-286-2111	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1
熊毛支庁	0997-22-1131(代)	891-3192	西之表市西之表7590
大島支庁	0997-53-1111(代)	894-8501	名瀬市永田町17-3
鹿児島地域振興局	099-223-0161	892-8520	鹿児島市小川町3-56
南薩地域振興局	0993-53-3111	897-0031	南さつま市加世田東本町8-13
北薩地域振興局	0996-23-5151	895-8501	薩摩川内市神田1-22
姶良・伊佐地域 振興局	0995-63-3111	899-5212	姶良郡加治木町諏訪町12
大隅地域振興局	0994-43-3121	893-0011	鹿屋市打馬二丁目16-6
東京事務所	03-5212-9060	102-0093	東京都千代田区平河町二丁目 6-3都道府県会館12階
防災航空センター	0993-73-2881	898-0032	枕崎市別府8925

(7) 警察署

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
鹿児島県警察本部	890-8566	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-206-0110
鹿児島中央警察署	892-0838	鹿児島市新屋敷町 1 7 - 2 6	099-222-0110
鹿児島西警察署	890-0041	鹿児島市城西 3 - 8 - 1 0	099-285-0110
鹿児島南警察署	891-0115	鹿児島市東開町 1 - 5	099-269-0110
指宿警察署	891-0311	指宿市西方 1 6 0 2 - 1	0993-22-2110
南九州警察署	897-0302	川辺郡知覧町郡 4 9 8 0 - 3	0993-83-1110
枕崎警察署	898-0051	枕崎市中央町 1 8 9	0993-72-0110
南さつま警察署	897-0008	南さつま市加世田地頭所町 1 - 2	0993-52-2110
日置警察署	899-2502	日置市伊集院町徳重 1 丁目 1 1 - 1	099-273-0110
いちき串木野警察署	896-0053	いちき串木野市東島平町 6 2 2 7	0996-33-0110
薩摩川内警察署	895-0074	薩摩川内市原田町 1 - 1	0996-20-0110
さつま警察署	895-1813	薩摩郡さつま町轟町 2 2 - 2	0996-53-0110
阿久根警察署	899-1611	阿久根市赤瀬川 3 8 5 2 - 1	0996-73-0110
出水警察署	899-0207	出水市中央町 9 2 5	0996-62-0110
伊佐湧水警察署	895-2511	伊佐市大口里 2 7 8 6 - 1	0995-22-0110
始良警察署	899-5421	始良市東餅田 3 8 8 5 - 1	0995-65-0110
霧島警察署	899-4332	霧島市国分中央 3 - 4 4 - 2 2	0995-47-2110
曾於警察署	899-8103	曾於市大隅町中之内 8 9 5 1	099-482-0110
志布志警察署	899-7103	志布志市志布志町志布志 3 2 4 5	099-472-0110
肝付警察署	893-1207	肝属郡肝付町新富 4 9 3 4 - 1	0994-65-0110
鹿屋警察署	893-0014	鹿屋市寿 3 - 8 - 3 0	0994-44-0110
錦江警察署	893-2303	肝属郡錦江町馬場 4 3 8	0994-22-0110
種子島警察署	891-3101	西之表市西之表 1 6 3 8 1 - 9	0997-22-0110
屋久島警察署	891-4311	熊毛郡屋久町安房 3 0 4 - 4 2	0997-46-2110
奄美警察署	894-0036	奄美市名瀬長浜町 5 - 2	0997-53-0110
瀬戸内警察署	894-1508	大島郡瀬戸内町古仁屋 1 2 8 3 - 1 5 5	0997-72-0110
徳之島警察署	891-7101	大島郡徳之島町亀津 4 9 4 6 - 1	0997-83-0110
沖永良部警察署	891-9112	大島郡和泊町和泊 1 2 0	0997-92-0110

(8) 市町村

市 町 村 名	防災担当課	郵便番号	住 所	電 話 番 号	内線	F A X 番 号
鹿児島県市長会		890-0064	鹿児島市鴨池新町7-4（自治会館内）	099-206-1001		
鹿児島県町村会		890-0064	鹿児島市鴨池新町7-4（自治会館内）	099-206-1020		
鹿児島市	危機管理課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-224-1111	2542	099-226-0748
鹿屋市	安全安心課	893-8501	鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111	3334	0994-42-2001
枕崎市	総務課	898-8501	枕崎市千代田町27	0993-72-1111	214	0993-72-9436
阿久根市	総務課	899-1696	阿久根市鶴見町200	0996-73-1211	1212	0996-72-2029
出水市	総務課	899-0292	出水市緑町1-3	0996-63-2111	688 202	0996-63-0680
伊佐市	総務課	895-2511	伊佐市大口里1888	0995-23-1111	1118	0995-22-1231
指宿市	総務課	891-0497	指宿市十町2424	0992-22-2111	213	0992-24-3826
西之表市	総務課	891-3193	西之表市西之表7612	0997-22-1111	205	0997-22-0295
垂水市	総務課	891-2192	垂水市上町114	0994-32-1111	223	0994-32-6625
薩摩川内市	防災安全課	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111	4921 4922	0996-20-2403
日置市	総務課	899-2592	日置市伊集院町郡1-100	099-273-2111	1214	099-273-3063
曾於市	総務課	899-8692	曾於市末吉町二之方1980	0986-76-1111	1218	0986-76-1122
霧島市	安心安全課	899-4394	霧島市国分中央3-45-1	0995-45-5111	1101 1121	0995-47-2522
いちき串木野市	自治振興課	896-8601	いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111	3222	0996-32-3124
南さつま市	総務課	897-8501	南さつま市加世田川畑2648	0993-53-2111	208 207	0993-52-0113
志布志市	総務課	899-7492	志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111	216 215	099-474-2281
奄美市	総務課	894-8555	奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111	324 327	0997-52-1001
南九州市	総務課	891-0792	南九州市穎娃町牧之内2830	0993-36-1111	223	0993-36-3136
姶良市	危機管理課	899-5492	姶良市宮島町25	0995-66-3111	230	0995-65-7112
三島村	総務課	892-0821	鹿児島市名山町12-18	099-222-3141	21 23	099-223-1832
十島村	総務課	892-0822	鹿児島市泉町14-15	099-222-2101	33	099-223-6720
さつま町	安全安心対策課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111	2215	0996-52-3514
長島町	総務課	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-0119 0996-86-1111	1215	0996-86-0399 0996-86-0950
湧水町	総務課	899-6292	姶良郡湧水町木場222	0995-74-3111	2214 2213	0995-74-4249
大崎町	総務課	899-7305	曾於郡大崎町假宿1029	099-476-1111	214	099-476-3979

市 町 村 名	防災担当課	郵便番号	住 所	電 話 番 号	内線	F A X 番 号
東串良町	総務課	893-1693	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131	213 215	0994-63-3138
錦江町	総務課	893-2392	肝属郡錦江町城元963	0994-22-0511	205 512	0994-22-1951
南大隅町	総務課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3111	223	0994-24-3119
肝付町	総務課	893-1207	肝属郡肝付町新富98	0994-65-2511	1118	0994-65-2521
中種子町	総務課	891-3692	熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1111	222	0997-27-3591
南種子町	総務課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111	204 205	0997-26-0708
屋久島町	総務課	891-4292	熊毛郡屋久島町宮之浦1593	0997-42-0100	31	0997-42-1505
大和村	総務企画課	894-3192	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2111	50	0997-57-2161
宇検村	総務課	894-3301	大島郡宇検村湯湾字下朝戸915	0997-67-2211	202	0997-67-2987
瀬戸内町	総務課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋字船津23	0997-72-1111	178	0997-72-1120
龍郷町	総務課	894-0192	大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111	117 114	0997-62-2535
喜界町	総務課	891-6292	大島郡喜界町湾1746	0997-65-1111	15	0997-65-4316
徳之島町	総務課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1111	213	0997-82-1101
天城町	総務課	891-7692	大島郡天城町大字平土野2691-1	0997-85-3111	217	0997-85-3110
伊仙町	総務課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111	19	0997-86-2301
和泊町	総務課	891-9192	大島郡和泊町和泊10	0997-92-1111	112	0997-92-3351
知名町	総務課	891-9295	大島郡知名町知名307	0997-93-3111	141 142	0997-93-4103
与論町	総務企画課	891-9301	大島郡与論町茶花32	0997-97-3111	19	0997-97-4197

(9) 消防本部等

(平成25年4月1日現在)

No.	消防本部名等	電話番号	FAX番号	〒	住 所	構成市町村
一	鹿児島県消防長会	099-222-0119	099-224-8119	892-0816	鹿児島市山下町15-1 (鹿児島市消防局内)	
一	鹿児島県消防協会	0995-64-5401	0995-64-5402	899-5652	姶良郡姶良町平松6252	
1	鹿児島市消防局	099-222-0119	099-224-8119	892-0816	鹿児島市山下町15-1	鹿児島市
2	枕崎市消防本部	0993-72-0049	0993-73-2082	898-0025	枕崎市立神本町346	枕崎市
3	出水市消防本部	0996-63-0119	0996-63-2281	899-0201	出水市緑町50-2	出水市
4	垂水市消防本部	0994-32-1019	0994-32-8119	891-2122	垂水市上町112-2	垂水市
5	薩摩川内市消防局	0996-22-0119	0996-20-3430	895-0074	薩摩川内市原田町22-10	薩摩川内市
6	日置市消防本部	099-272-0119	099-273-5869	899-2502	日置市伊集院町徳重128	日置市
7	霧島市消防局	0995-64-0119	0995-64-0845	899-4332	霧島市国分中央3-41-5	霧島市
8	いちき串木野市消防本部	0996-32-0119	0996-32-4396	896-0026	いちき串木野市昭和通133-1	いちき串木野市
9	南さつま市消防本部	0993-52-3145	0993-52-3043	897-0031	南さつま市加世田東本町2	南さつま市
10	姶良市消防本部	0995-63-3287	0995-63-3291	899-5241	姶良市加治木町記だ2040	姶良市
11	さつま町消防本部	0996-52-0119	0996-53-0119	895-1816	薩摩郡さつま町時吉366	さつま町
12	指宿南九州消防組合	0993-22-5111	0993-22-5112	891-0402	指宿市十町429	指宿市, 南九州市
13	阿久根地区消防組合	0996-72-0119	0996-73-4523	899-1626	阿久根市鶴見町200	阿久根市, 長島町
14	伊佐湧水消防組合	0995-22-0119	0995-22-5294	895-2505	伊佐市大口目丸132-1	伊佐市, 湧水町
15	大隅曾於地区消防組合	099-482-0119	099-482-2712	899-8103	曾於市大隅町中之内8973-1	曾於市, 志布志市, 大崎町
16	大隅肝属地区消防組合	099-443-1188	099-440-0201	893-0015	鹿屋市新川町800	鹿屋市, 東串良町, 肝付町, 錦江町, 南大隅町
17	沖永良部与論地区広域事務組合	0997-93-0119	0997-93-5276	891-9201	大島郡知名町余多1319	知名町, 和泊町, 与論町
18	徳之島地区消防組合	0997-83-3160	0997-83-3275	891-7101	大島郡徳之島町亀津7203	徳之島町, 天城町, 伊仙町
19	熊毛地区消防組合	0997-23-0119	0997-23-4198	891-3116	西之表市鴨女町248	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
20	大島地区消防組合	0997-52-0100	0997-52-5107	894-0006	奄美市名瀬小浜町27-5	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
一	三島村	099-222-3141	099-223-1832	892-0821	鹿児島市名山町12-18	消防非常備村
一	十島村	099-222-2101	099-223-6720	892-0822	鹿児島市泉町14-15	消防非常備村

14. 6 鹿児島県災害対策本部条例

[危機管理防災局危機管理課]

鹿児島県災害対策本部条例

(昭和37年10月15日条例第37号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、鹿児島県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平8条例5・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部又は支部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部又は支部を置くことができる。

2 部又は支部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を、支部に支部長を置き、災害対策本部員のうちから、災害対策本部長が指名する。

4 部長又は支部長は、部又は支部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例5・追加)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例5・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

14. 7 鹿児島県災害対策本部規程

〔危機管理防災局危機管理課〕

鹿児島県災害対策本部規程

昭和38年4月1日

災害対策本部長訓令第1号

改正 昭和39年9月7日災害対策本部長訓令第1号

昭和42年9月4日災害対策本部長訓令第1号

昭和43年12月6日災害対策本部長訓令第24号

昭和45年3月30日災害対策本部長訓令第1号

昭和47年1月19日災害対策本部長訓令第1号

昭和47年5月8日災害対策本部長訓令第2号

昭和50年2月28日災害対策本部長訓令第1号

平成8年10月25日災害対策本部長訓令第1号

平成12年12月26日災害対策本部長訓令第1号

平成13年2月16日災害対策本部長訓令第1号

平成13年3月30日災害対策本部長訓令第2号

平成14年3月29日災害対策本部長訓令第1号

平成15年3月28日災害対策本部長訓令第1号

平成16年3月31日災害対策本部長訓令第1号

平成17年3月29日災害対策本部長訓令第1号

平成19年3月2日災害対策本部長訓令第1号

平成20年3月28日災害対策本部長訓令第1号

平成21年10月2日災害対策本部長訓令第1号

平成22年7月9日災害対策本部長訓令第1号

平成24年1月20日災害対策本部長訓令第1号

平成25年3月22日災害対策本部長訓令第1号

平成25年10月25日災害対策本部長訓令第2号

平成27年3月31日災害対策本部長訓令第1号

平成29年8月22日災害対策本部長訓令第1号

平成31年3月29日災害対策本部長訓令第1号

令和 2 年 3 月 31 日 災害対策本部長訓令第 1 号

令和 3 年 3 月 26 日 災害対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県災害対策本部長

鹿児島県災害対策本部規程を次のように定める。

鹿児島県災害対策本部規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 組織（第 2 条～第 8 条）

第 3 章 所掌事務（第 9 条～第 11 条の 2）

第 4 章 配備（第 12 条～第 15 条）

第 5 章 災害調査及び報告（第 16 条～第 20 条）

第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、鹿児島県災害対策本部条例（昭和 37 年鹿児島県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、鹿児島県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

（副本部長）

第 2 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもつて充てる。

2 条例第 2 条第 2 項の規定により副本部長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成 18 年鹿児島県規則第 29 号）の定めるところによる。

（災害対策本部員）

第 2 条の 2 災害対策本部員は、総括危機管理防災監、各部長（危機管理防災局長、男女共同参画局長、国体・全国障害者スポーツ大会局長、出納局長、教育長、警察本部長、県立病院事業管理者及び工業用水道部長を含む。）及び各課長（教育庁、警察本部、県立病院局及び工業用水道部の各課長を含む。）並びに各地域連絡協議会長をもつて充て

る。

(災害対策要員)

第3条 本部に災害対策要員を置く。

- 2 災害対策要員は、県の職員をもつて充てる。
- 3 災害対策要員は、上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(地方連絡部)

第3条の2 本部に地方連絡部を置き、地方連絡部長は、東京事務所長をもつて充てる。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び各対策部長（次条に掲げる対策部の長をいう。以下同じ。）で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が必要により招集する。

(対策部)

第5条 本部に別表第1に掲げる対策部を置く。ただし、災害の種別等により本部長が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 前項に掲げるもののほか、本部長は必要と認めるときは、臨時に対策部を置くことがある。
- 3 各対策部の長は、それぞれ別表第1に掲げる者（前項の規定に基づき置かれた対策部にあつては、本部長が指名する者）をもつて充てる。

(班)

第6条 各対策部に、その事務を分掌させるため、各対策部のうち危機管理防災対策部に本部連絡班を、その他の対策部に別に定める班を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、本部長は必要と認めるときは、臨時に班を置くことがある。
- 3 班に班長を置き、別に定める者（前項の規定に基づき置かれた班にあつては、本部長が指名する者）をもつて充てる。
- 4 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理する。

(本部連絡員)

第6条の2 本部に本部連絡員を置き、別に定める者をもつて充てる。

(災害報告集計員)

第6条の3 本部連絡班に災害報告集計員を置き、別に定める者をもつて充てる。

(支部)

第7条 支部の設置は、本部長が指示する。ただし、緊急を要し、指示のいとまがないときは、支部の区域を管轄する各地域連絡協議会長は、支部を設置し、本部長に通報するものとする。

2 前項の規定により設置する支部の名称及び管轄区域は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 各支部の長は、それぞれ別表第2に掲げる者をもつて充てる。

(支部の対策班)

第8条 各支部に、その事務を分掌させるため、別に定めるところにより対策班を置く。

2 対策班に班長を置き、当該支部長が指名する者をもつて充てる。

3 対策班長は、上司の命を受け、対策班の事務を掌理する。

第3章 所掌事務

(本部会議の協議事項)

第9条 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項

(2) その他本部長が必要と認める事項

(各対策部等の所掌事務)

第10条 各対策部及び各対策部の各班、地方連絡部並びに本部連絡員の所掌事務は、別に定める。

(災害報告集計員の所掌事務)

第10条の2 災害報告集計員の所掌事務は各対策本部及び関係機関の災害報告の集計とする。

(各支部の所掌事務)

第11条 各支部の所掌事務は、管轄区域内における災害事務で次のとおりとする。

(1) 災害の調査に関すること。

(2) 市町村情報の収集に関すること。

(3) 各対策班の災害対策に関すること。

(4) 本部各対策部への災害報告に関すること。

(5) 本部との通報連絡に関すること。

(6) 各対策班及び関係機関との連絡調整に関すること。

(7) その他必要な災害事務に関すること。

(現地災害対策本部の所掌事務)

第11条の2 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の所掌事務は、本部の現地機関としての事務であつて次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡
- (2) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達並びに被災地の市町村との調整
- (3) 被災地の支援に従事する県の職員又は県に申出のあつた機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- (4) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

2 事態の推移等により、本部長が指示した事務以外の事務を現地本部において行う必要があるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。ただし、緊急を要し、本部長の指示を受けるいとまがないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合においては、速やかに本部長に報告するものとする。

第4章 配備

(配備の指定)

第12条 本部長は、本部が設置されたとき、又は本部設置後、状況の変化によつて配備の規模を変更する必要があるときは、配備の規模を指定し、又は変更する。

(配備要員)

第13条 各対策部長及び各支部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員を、各対策部長にあつては配備要員のうちから連絡員を、あらかじめ指定しておかなければならない。

- 2 配備要員は、常に所在を明らかにし、通信報道機関等の情報によつて非常災害の発生を知り、本部の設置が推察される場合は、指示を待たず登庁しなければならない。
- 3 本部が設置されたときは、各対策部長は、連絡員をして本部連絡班と密接な連絡を確保するとともに、それぞれ所管事務を処理しなければならない。
- 4 各対策部長及び各支部長は、配備要員名簿（別記第1号様式）を毎年度作成し、危機管理防災対策部長が別に定める日までに2部を危機管理防災対策部長に提出しなければならない。

(配備の段階と配備要員の数)

第14条 配備は、本部にあつては第1配備から第4配備まで、各支部にあつては第1配備から第3配備までとし、それぞれ配備に応ずる配備要員の数は別に定める。ただし、各

対策部長，各支部長，各班長及び各対策班長は，特別の必要があると認めるときは，配備要員の数を適宜変更することができる。

（非常の招集）

第15条 本部連絡班長は，勤務時間外及び職員の休日に当たる日に非常災害が発生し，又はそのおそれがあり，本部が設置された場合は，その旨及び前条に規定する配備の規模を，別に定める各対策部の主管班長に対して，通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた各対策部の主管班長は，当該対策部の部長，各班長及び本部連絡員に対して，当該通知の内容を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた各対策部の各班長は，配備要員に対して，当該通知の内容を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた配備要員は，直ちに登庁し，所定の配備につかなければならない。

5 各班においては，あらかじめ班長の所属ごとに非常招集系統を確立し，訓練をしておかなければならない。

第5章 災害調査及び報告

（災害報告）

第16条 災害が発生した場合（災害が発生するおそれのある状態を含む。）には，それぞれの所管に係る災害状況を，別表第3に掲げる災害報告系統図に従い報告しなければならない。ただし，緊急を要する場合は，災害報告系統図によらないことができる。

（報告様式）

第17条 災害報告の様式は，次に掲げるとおりとする。

（1） 本部の各対策部から本部連絡班への報告及び本部連絡班が外部関係機関の協力を得て収集する報告 別記第2号様式

（2） 支部の各対策班及び市町村その他関係機関から本部各対策部への報告 各対策部長が別に定める。

（報告の種類）

第18条 災害報告は，次の2種類に区分する。

（1） 速報 災害発生後，直ちになすべき報告及びさらに災害が続けて発生し，又は災害調査の結果判明しだい新しい状況を，すみやかになすべき報告をいう。

（2） 確定報告 災害状況が確定したときに提出する文書による報告をいう。

（災害調査班）

第19条 本部長は、必要があると認めるときは、現地に災害調査班（以下「調査班」という。）を派遣するものとする。

2 調査班の編成は、危機管理防災対策部長が関係対策部長の意見を聴いて決定する。

3 調査班に班長を置き、危機管理防災対策部長が指名する。

4 調査班長は、調査の結果を次条に規定する災害報告会又は調査内容を所管するそれぞれの対策部の長及び危機管理防災対策部長（本部連絡班）に報告しなければならない。

（災害報告会）

第20条 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議において災害報告会を開くものとする。

2 災害報告会において、次に掲げる者は、その所管に係る災害状況について報告しなければならない。

(1) 関係対策部長

(2) 関係支部長

(3) 災害調査班長

(4) その他本部長が指名する者

第6章 雑則

（雑則）

第21条 有線電信電話が不通となつた場合は、非常無線その他の手段により、連絡を確保するように努めなければならない。

2 本部を設置するに至らない場合の災害対策については、それぞれ本部設置の場合に準じて所管事務を処理しなければならない。

3 本庁の勤務時間外において災害応急業務嘱託員が、気象警報を受理したとき、又は非常事態の発生を知つたときは直ちに危機管理課長、災害対策課長及び河川課長に連絡し、その他の気象注意報及び情報等を受理したときは本部設置又は勤務時間開始と同時に危機管理課又は災害対策課に引き継ぐものとする。

（委任）

第22条 この規程に定めるもののほか、各対策部及び各支部の運営に必要な細目については、各対策部長及び各支部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年9月7日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、昭和39年9月7日から施行する。

附 則（昭和42年9月4日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、昭和42年9月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月6日災害対策本部長訓令第24号）

この訓令は、昭和43年7月10日から適用する。

附 則（昭和45年3月30日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年1月19日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年5月8日災害対策本部長訓令第2号）

この訓令は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月28日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（平成8年10月25日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、平成8年10月25日から施行する。

附 則（平成12年12月26日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年2月16日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、平成13年2月16日から施行する。

附 則（平成13年3月30日災害対策本部長訓令第2号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「川内市」を「薩摩川内市」に改める部分は同年3月29日から、「串木野市」の次に「日置市」を加える部分は同年5月1日から、「曾於郡」を「曾於市、曾於郡」に改める部分は

同年 7 月 1 日から、「国分市」を「霧島市」に改める部分は同年11月 7 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 2 日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 3 月 2 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成20年 3 月28日から施行する。

附 則（平成21年10月 2 日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成21年10月 2 日から施行する。

附 則（平成22年 7 月 9 日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成22年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成24年 1 月20日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成24年 1 月20日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成25年 3 月22日から施行する。

附 則（平成25年10月25日災害対策本部長訓令第 2 号）

この訓令は、平成25年10月25日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成27年 3 月31日から施行する。

附 則（平成29年 8 月22日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成29年 8 月22日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日災害対策本部長訓令第 1 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

対策部

対策部名	対策部長
危機管理防災対策部	危機管理防災局長
総務対策部	総務部長
男女共同参画対策部	男女共同参画局長

総合政策対策部	総合政策部長
観光・文化スポーツ対策部	観光・文化スポーツ部長
環境林務対策部	環境林務部長
くらし保健福祉対策部	くらし保健福祉部長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長
農政対策部	農政部長
土木対策部	土木部長
国体・全国障害者スポーツ大会対策部	国体・全国障害者スポーツ大会局長
出納対策部	出納局長
教育対策部	教育長
災害警備対策部	警察本部長
県立病院対策部	県立病院事業管理者
工業用水道対策部	工業用水道部長

別表第２（第７条関係）

支部

支部の名称	管轄区域	支部長
鹿児島支部	鹿児島市，日置市，いちき串木野市， 鹿児島郡	鹿児島地域連絡協議会長
南薩支部	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州 市	南薩地域連絡協議会長
北薩支部	阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩 郡，出水郡	北薩地域連絡協議会長
姶良・伊佐支部	霧島市，伊佐市，姶良市，姶良郡	姶良・伊佐地域連絡協議会長
大隅支部	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市， 曾於郡，肝属郡	大隅地域連絡協議会長
熊毛支部	西之表市，熊毛郡	熊毛地域連絡協議会長
大島支部	奄美市，大島郡	大島地域連絡協議会長

別表第３（第16条関係）

災害報告系統図



別記第1号様式（第13条関係）

別記第1号様式(第13条関係)

① 交代制でない場合

配 備 要 員 名 簿

対策部 班

班長 職 氏名

第 1 配 備		第 2 配 備		第 3 配 備	
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名

② 交代制の場合

配 備 要 員 名 簿

対策部 班

班長 職 氏名

第1配備の場合

第 1 班		第 2 班		第 3 班	
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名

備考

- 1 この名簿は、班ごとに作成すること。
- 2 連絡員を○印で表示すること。
- 3 ②の場合は、第2、第3配備への切替要領及び班の交代要領を示すこと。
- 4 この様式によることができないときは、これに準じ作成すること。

第 2 号様式（第17条関係）

第2号様式(第17条関係)

災害報告様式(本部が最終的にまとめるもの)

台風・豪雨 災 害 情 報

(年 月 日 時現在)

区 分			被害数	左の中 でがけ 崩れに よるも の	単位	被 害 額 (千 円)	備 考
人 的 被 害	死 者				人		危機管理防災対策部・くらし保健福祉対策部
	行 方 不 明				〃		
	重 傷				〃		
	軽 傷				〃		
	り 災 人 員				〃		
	感染病 り 病	赤 痢			〃		
		そ の 他			〃		
合 計				〃			
住 家 の	全 壊 (焼)	棟 数			棟		危 機 管 理
		世 帯 数			世帯		
		人 員			人		
	半 壊 (焼)	棟 数			棟		
		世 帯 数			世帯		
		人 員			人		
	流 失	棟 数			棟		
		世 帯 数			世帯		
		人 員			人		
	一 部 損 破	棟 数			棟		
世 帯 数				世帯			

被 害		人	員			人		防 災 対 策 部
	床上 浸水	棟	数			棟		
		世	帯	数		世帯		
		人	員			人		
	床下 浸水	棟	数			棟		
		世	帯	数		世帯		
		人	員			人		
	合 計	棟	数			棟		
		世	帯	数		世帯		
		人	員			人		
非住家の被害	全	壊				棟		危機管理防災対策部
	半	壊				〃		
	流	失				〃		
	合	計				〃		
公共建物の被害	全	壊				〃		危機管理防災対策部
	半	壊				〃		
	流	失				〃		
	合	計				〃		
衛生関係の被害	感染症指定医療機関					〃		くらし保健福祉対策部
	病院診療所等					〃		
	母子健康センター					〃		
	上水道					箇所		
	下水道					〃		
	清掃施設					〃		
	合	計						

農 作 物 の 被 害	水			稲		トン		農 政 対 策 部		
	陸			稲		〃				
	麦					〃				
	菜			種		〃				
	甘			し	よ	〃				
	果			樹		〃				
	桑					〃				
	茶					〃				
	野			菜		〃				
	さ			と	う	き	び		〃	
	た			ば		こ	〃			
	大					豆	〃			
	そ					ば	〃			
	落			花		生	〃			
	飼			料	作	物	〃			
そ			の		他	〃				
合					計	〃				
耕 地 関 係 の	農 地	田	流	失	埋	没	ヘク タール		農 政 対	
			冠			水	〃			
		畑	流	失	埋	没	〃			
			冠			水	〃			
	農 業	た			め	池	箇所			
		頭			首		工	〃		
		水					路	〃		
		堤			と		う	〃		

被害	施設	用道	路		〃		策部
		橋	り	よ	う	〃	
		揚		水	機	〃	
		そ		の	他	〃	
	合			計			
家畜等の被害	大			家畜		頭	農政対策部
	小			家畜		〃	
	家			きん		〃	
	そ			の他畜産物		〃	
	合			計		〃	
農畜舎等施設被害	農			舎		棟	農政対策部
	畜			舎		〃	
	園			芸施設		〃	
	養			蚕施設		〃	
	そ			の他施設		〃	
	合			計		〃	
水産関係の被害	漁船	流失沈没				隻	商工労働水産対策部
		破損				〃	
	漁			具餌料			
	施			設その他			
	合			計			
鉱工業関係の被害	建			物		棟	商工労働水産対策部
	機			械設備		件	
	原			材料			
	製			品			

害	合 計						
商業関係の被害	店 舗				棟		商工労働水産対策部 観光・文化スポーツ対策部
	そ の 他 の 施 設				件		
	商 品						
	合 計						
山林関係の被害	林地被害	崩 壊 地				箇所	環 境 林 務 対 策 部
		地 す べ り 地				〃	
	施設等関係	治 山 施 設				〃	
		林 道				〃	
		林 産 施 設				〃	
		苗 畑				〃	
	林産物関係	林 産 物					
		種 苗				千本	
		林 産 物 間 接 被 害					
土木関係	国庫負担	国土交通省	県工事	河 川		箇所	商 工 労 働 水 産 対 策 部
				砂 防		〃	
				道 路		〃	
				橋 り よ う		〃	
				海 岸		〃	
				港 湾		〃	
				小 計		〃	
		市町村	河 川		〃		
			砂 防		〃		
			道 路		〃		
			橋 り よ う		〃		

係 の 被 害	対	管	工 事	海 岸		〃		部 ・ 土 木 対 策 部
				港 湾		〃		
				小 計		〃		
	象	農 林 水 産 省 所 管	漁 港	県 工 事		〃		
				市 町 村 工 事		〃		
				小 計		〃		
				合 計				
	単 独 工 事	県 工 事				〃		
		市 町 村 工 事				〃		
	都 市 施 設					〃		
	総 計					〃		
	学 校 関 係 の 被 害	高 等 学 校				校		
中 学 校				〃				
小 学 校				〃				
合 計				〃				
県 有 建 物 の 被 害						箇所		出納対策部
船 舶 関 係 の 被 害	汽 船	沈 没				隻		第 十 管 区 海 上 保 安 本 部
		大 破				〃		
		中 破				〃		
		座 礁				〃		
	機 帆 船	沈 没				〃		
		大 破				〃		
		中 破				〃		
		座 礁				〃		
	合 計				〃			

鉄 道 関 係 の 被 害	軌道関係		件	九州旅客鉄道株式会社
	線路工作物関係		〃	
	停車場工作物関係		〃	
	機械関係		〃	
	建築物関係		〃	
	電気関係		〃	
	合計		〃	
電 気 通 信 関 係 の 被 害	市外電話線		回線	西日本電信電話株式会社
	加入者電話線		〃	
	電柱		本	
	腕木		〃	
	合計			
電 力 関 係 の 被 害	発生支障電力		KW時	九州電力株式会社 屋久島電工株式会社
	供給支障電力		〃	
	発電設備		件	
	変電設備		〃	
	土木設備		〃	
	配電設備		〃	
	送電設備		〃	
	建築設備		〃	
	合計			
被害総額				
災害の種別				
発生日時				
発生区域				

気 象 状 況	日	雨	量	
	連	続	雨	量
	風		速	
	波		高	
	潮		位	

◎ それぞれ、各担当課は本部連絡班(危機管理課)に通報すること。

◎ 確定報告は、災害発生後5日以内に提出すること。

区			分		被 害 量	単 位	備 考
人的被害	死		者			人	災害警
	負		傷 者			〃	
	行		方 不 明			〃	
建築物被害	全		壊			棟	
	半		壊			〃	
	流		失			〃	
	全		焼			〃	
	半		焼			〃	
	床		上 浸 水			〃	
	床		下 浸 水			〃	
	一		部 破 損			〃	
	非		住 家 被 害			〃	
耕地被害	水田	流 失 埋 没			ha		
		冠		水			
	畑	流 失 埋 没			〃		
		冠		水			
道 路			損 壊			箇 所	

橋りょう流失			〃
堤防決壊			〃
山（がけ）崩れ			〃
鉄軌道被害			〃
通信施設被害			回線
木材流失			m ³
山林焼失			ha
船舶被害	沈没		隻
	流失		〃
	破損		〃
	ろかい等による船		〃
り災世帯数			世帯
り災者概数			人
出動警察官数			〃
出動自衛隊員数			〃
出動消防団数			〃
その他の出動数			〃

備
対
策
部

14. 8 鹿児島県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱

鹿児島県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県災害対策本部条例（昭和37年鹿児島県条例第37号）第5条及び鹿児島県災害対策本部規程（昭和38年災害対策本部長訓令第1号。以下「本部規程」という。）第22条の規定に基づき、鹿児島県災害対策本部の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(班)

第2条 本部規程第6条第1項に定める班は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 本部規程第6条第3項に定める班長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部連絡員)

第3条 本部規程第6条の2に定める本部連絡員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(災害報告集計員)

第4条 本部規程第6条の3に定める災害報告集計員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(支部の対策班)

第5条 本部規程第8条第1項に定める支部の対策班は、別表第4に掲げるとおりとする。

(所掌事務)

第6条 本部規程第10条に定める各対策部及び各対策部の各班の所掌事務は、別表第5に掲げるとおりとする。

第7条 本部規程第10条に定める地方連絡部の所掌事務は、別表第6に掲げるとおりとする。

第8条 本部規程第10条に定める本部連絡員の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(配備要員の数)

第9条 本部規程第14条に定める配備要員の数は、各対策部にあっては別表第7、各支部にあっては別表第8に掲げるとおりとする。

(主管班)

第10条 本部規程第15条第1項に定める主管班長は、別表第5に掲げる所掌事務のうち部内各班の連絡調整に関することをその所掌事務とする班の班長とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）
対策部

対策部名	対策部長	班名	班長
危機管理防災対策部	危機管理防災局長	本部連絡班	危機管理課長（特殊災害の場合） 災害対策課長（自然災害の場合）
総務対策部	総務部長	秘書班	秘書課長
		人事班	人事課長
		広報班	広報課長
		学事法制班	学事法制課長
		市町村班	市町村課長
		財政班	財政課長
		税務班	税務課長
		総務事務班	総務事務センター長
男女共同参画対策部	男女共同参画局長	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課長
		くらし共生協働班	くらし共生協働課長
		人権同和対策班	人権同和対策課長
総合政策対策部	総合政策部長	総合政策班	総合政策課長
		デジタル推進班	デジタル推進課長
		地域政策班	地域政策課長
		離島振興班	離島振興課長
		交通政策班	交通政策課長
		統計班	統計課長
観光・文化スポーツ対策部	観光・文化スポーツ部長	PR観光班	PR観光課長
		国際交流班	国際交流課長
		文化振興班	文化振興課長
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長
		スポーツ・コンベンションセンター整備班	スポーツ・コンベンションセンター整備課長

対策部名	対策部長	班名	班長
環境林務対策部	環境林務部長	環境林務班	環境林務課長
		廃棄物・リサイクル対策班	廃棄物・リサイクル対策課長
		自然保護班	自然保護課長
		環境保全班	環境保全課長
		森林経営班	森林経営課長
		かごしま材振興班	かごしま材振興課長
		森づくり推進班	森づくり推進課長
くらし保健福祉対策部	くらし保健福祉部長	保健医療福祉班	保健医療福祉課長
		新型コロナウイルス感染症感染防止対策班	新型コロナウイルス感染症感染防止対策課長
		新型コロナウイルス感染症療養調整班	新型コロナウイルス感染症療養調整課長
		医師・看護人材班	医師・看護人材課長
		国民健康保険班	国民健康保険課長
		社会福祉班	社会福祉課長
		健康増進班	健康増進課長
		障害福祉班	障害福祉課長
		生活衛生班	生活衛生課長
		薬務班	薬務課長
		子ども家庭班	子ども家庭課長
		子育て支援班	子育て支援課長
		高齢者生き生き推進班	高齢者生き生き推進課長

対策部名	対策部長	班名	班長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長	商工政策班	商工政策課長
		中小企業支援班	中小企業支援課長
		産業立地班	産業立地課長
		販路拡大・輸出促進班	販路拡大・輸出促進課長
		産業人材確保・移住促進班	産業人材確保・移住促進課長
		雇用労政班	雇用労政課長
		エネルギー対策班	エネルギー対策課長
		水産振興班	水産振興課長
		漁港漁場班	漁港漁場課長
農政対策部	農政部長	農政班	農政課長
		農村振興班	農村振興課長
		農業経済班	農業経済課長
		経営技術班	経営技術課長
		農産園芸班	農産園芸課長
		畜産班	畜産課長
		農地整備班	農地整備課長
		農地保全班	農地保全課長
土木対策部	土木部長	監理班	監理課長
		道路建設班	道路建設課長
		道路維持班	道路維持課長
		河川班	河川課長
		砂防班	砂防課長
		港湾空港班	港湾空港課長
		都市計画班	都市計画課長
		建築班	建築課長

対策部名	対策部長	班名	班長
国体・全国障害者スポーツ大会対策部	国体・全国障害者スポーツ大会局長	総務企画班	総務企画課長
		全国障害者スポーツ大会班	全国障害者スポーツ大会課長
		施設調整班	施設調整課長
		競技式典班	競技式典課長
		競技力向上対策班	競技力向上対策課長
出納対策部	出納局長	会計班	会計課長
		管財班	管財課長
教育対策部	教育長	教育総務福利班	総務福利課長
		学校施設班	学校施設課長
		教職員班	教職員課長
		義務教育班	義務教育課長
		高校教育班	高校教育課長
		特別支援教育班	特別支援教育課長
		保健体育班	保健体育課長
		社会教育班	社会教育課長
		文化財班	文化財課長
		人権同和教育班	人権同和教育課長
災害警備対策部	警察本部長	災害警備対策部長が定める班	災害警備対策部長が定める者
県立病院対策部	県立病院事業管理者	県立病院班	県立病院課長
工業用水道対策部	工業用水道部長	工業用水班	工業用水課長

注 本部連絡班は、危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課で編成する。

別表第2（第3条，第8条関係）
本部連絡員

所属班	担当職	所掌事務
本部連絡班	本部連絡班長	総括
	課長補佐，主幹又は 係長のうちから班長 が指名する者	全般の連絡
人事班	〃	総務部（男女共同参画局を除く。）に関する事項の連絡
青少年男女共同参画班	〃	男女共同参画局に関する事項の連絡
総合政策班	〃	総合政策部に関する事項の連絡
P R 観光班	〃	観光・文化スポーツ部に関する事項の連絡
環境林務班	〃	環境林務部に関する事項の連絡
保健医療福祉班	〃	くらし保健福祉部に関する事項の連絡
商工政策班	〃	商工労働水産部に関する事項の連絡
農政班	〃	農政部に関する事項の連絡
監理班	〃	土木部に関する事項の連絡（河川班に係る所掌事務を除く。）
河川班	〃	水防に関する事項の連絡
総務企画班	〃	国体・全国障害者スポーツ大会局に関する事項の連絡
会計班	〃	出納局に関する事項の連絡
教育総務福祉班	〃	教育庁に関する事項の連絡
総括班	班長が指名する者	警察本部に関する事項の連絡
県立病院班	課長補佐，主幹又は 係長のうちから班長 が指名する者	県立病院局に関する事項の連絡
工業用水班	班長が指名する者	工業用水道部に関する事項の連絡

注

- 1 所掌事務の欄中連絡とは、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 本部長等の命令及び指示の伝達連絡
 - (2) 本部会議と各部との連絡及び部相互間の連絡調整
 - (3) 各部の関係被害報告の収集等
- 2 本部連絡員の留意事項
 - (1) 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い、災害状況及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努めるものとする。
 - (2) 本部連絡員において措置することが困難な事項については、速やかに各対策部の主管の班長に連絡し、その指示を受け円滑な処理を図るものとする。

別表第３（第４条関係）
災害報告集計員

所属課	担当職	所掌事務
危機管理課	危機管理課長（特殊災害の場合）	集計総括
災害対策課	災害対策課長（自然災害の場合）	
危機管理課	課長が指名する者 １人	災害報告集計
災害対策課	課長が指名する者 １人	
原子力安全対策課	課長が指名する者 １人	
消防保安課	課長が指名する者 ２人	
人事課	課長が指名する者 ３人	
学事法制課	課長が指名する者 １人	
市町村課	課長が指名する者 ３人	
財政課	課長が指名する者 １人	
税務課	課長が指名する者 ２人	
総務事務センター	センター長が指名する者 ２人	

別表第４（第５条関係）
支部

支部の名称	管轄区域	支部長	支部の班名
鹿児島支部	鹿児島市，日置市， いちき串木野市， 鹿児島郡	鹿児島地域連絡 協議会長	総務企画対策班，保健福祉環境対策班， 農林水産対策班，建設対策班，教育対策 班
南薩支部	枕崎市，指宿市， 南さつま市，南九 州市	南薩地域連絡協 議会長	総務企画対策班，保健福祉環境対策班， 農林水産対策班，建設対策班，教育対策 班，県立病院対策班
北薩支部	阿久根市，出水市， 薩摩川内市，薩摩 郡，出水郡	北薩地域連絡協 議会長	総務企画対策班，保健福祉環境対策班， 農林水産対策班，建設対策班，教育対策 班
始良・伊佐 支部	霧島市，伊佐市， 始良市，始良郡	始良・伊佐地域 連絡協議会長	総務企画対策班，保健福祉環境対策班， 農林水産対策班，建設対策班，教育対策 班，県立始良病院対策班，県立北薩病院 対策班

支部の名称	管轄区域	支部長	支部の班名
大隅支部	鹿屋市，垂水市， 曾於市，志布志市， 曾於郡，肝属郡	大隅地域連絡協 議会長	総務企画対策班，保健福祉環境対策班， 農林水産対策班，建設対策班，教育対策 班，県立病院対策班
熊毛支部	西之表市，熊毛郡	熊毛地域連絡協 議会長	総務企画対策班，保健福祉環境対策班， 農林水産対策班，建設対策班，教育対策 班，屋久島事務所対策班
大島支部	奄美市，大島郡	大島地域連絡協 議会長	総務企画対策班，保健福祉環境対策班， 農林水産対策班，建設対策班，教育対策 班，県立病院対策班，瀬戸内事務所対策 班，喜界事務所対策班，徳之島事務所対 策班，沖永良部事務所対策班

別表第5（第6条，第10条関係）
各対策部及び各班の所掌事務

対策部名	班名	所掌事務
危機管理 防災対策 部	本部連絡班	1 県防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 4 自衛隊等の出動要請に関すること。 5 災害調書の作成及び中央機関への報告に関すること。 6 支部の災害対策事務に要する経費に関すること。 7 無線通信の運用及び保守に関すること。 8 都市ガス，液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 9 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関すること。 10 本部長が特に命じたこと。
	総務対策部	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
総務対策 部	秘書班	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	人事班	1 総務対策部の総括に関すること。 2 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 3 市町村に対する応援の派遣に関すること。 4 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。
	広報班	1 広報に関すること。 2 災害写真に関すること。 3 県の広報誌の発行に関すること。
	学事法制班	県立短期大学及び私立学校（幼稚園を除く。）の被害の調査及び対策に関すること。
	市町村班	1 リ災市町村の行財政助言に関すること。 2 市町村の応急復旧に要する資金に関すること。
	財政班	1 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 2 県有財産の被害の調査に関すること。
	税務班	災害による県税の減免に関すること。

対策部名	班名	所掌事務
総務対策部	総務事務班	1 職員の安全衛生管理に関すること。 2 職員の災害の補償に関すること。 3 災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合との連絡調整に関すること。
男女共同参画対策部	青少年男女共同参画班	1 男女共同参画対策部の総括に関すること。 2 青少年男女共同参画課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	くらし共生協働班	1 くらし共生協働課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 2 関係物資の価格需給動向の実態等調査に関すること。 3 適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関すること。
	人権同和対策班	他の班の応援に関すること。
総合政策対策部	総合政策班	1 総合政策対策部の総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	デジタル推進班	本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用に関すること。
	地域政策班	他の班の応援に関すること。
	離島振興班	他の班の応援に関すること。
	交通政策班	公共交通機関の被害の調査に関すること。
	統計班	他の班の応援に関すること。

対策部名	班名	所掌事務
観光・文化スポーツ対策部	PR観光班	1 観光・文化スポーツ対策部の総括に関すること。 2 観光・文化スポーツ対策部関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。 4 観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 5 観光客の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	外国人のり災状況調査等の支援に関すること。
	文化振興班	1 文化スポーツ対策部の総括に関すること。 2 文化振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	スポーツ・コンベンションセンター整備班	スポーツ・コンベンションセンター関連施設の被害の調査及び対策に関すること。

対策部名	班名	所掌事務
環境林務 対策部	環境林務班	1 環境林務対策部の総括に関する事。 2 流出油災害対策に関する事。 3 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。 4 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関する事。 5 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関する事。 6 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。 7 部内各班の連絡調整に関する事。
	廃棄物・リサイクル対策班	1 ごみ、し尿等廃棄物の応急対策に関する事。 2 回収油の処分についての連絡調整に関する事。
	自然保護班	1 野生生物の保護に関する事。 2 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。
	環境保全班	有害物質による環境汚染状況の把握に関する事。
	森林経営班	1 造林地等の被害の調査に関する事。 2 森林経営課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。
	かごしま材振興班	1 林道の被害の調査及び応急措置に関する事。 2 災害復旧用木材の供給に関する事。
	森づくり推進班	1 治山関係施設等の被害の調査及び応急措置に関する事。 2 県営林の被害の調査に関する事。 3 林野火災に関する事。 4 森づくり推進課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。

対策部名	班名	所掌事務
くらし保健福祉対策部	保健医療福祉班	1 くらし保健福祉対策部の総括に関すること。 2 保健所との連絡に関すること。 3 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4 医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5 り災者の医療救護及び助産に関すること。 6 災害救護事務（死体の検案を含む。）に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。
	新型コロナウイルス感染症感染防止対策班	1 新型コロナウイルス感染症予防に関すること。 2 新型コロナウイルス感染症の発生状況等の調査及び報告に関すること。
	新型コロナウイルス感染症療養調整班	新型コロナウイルス感染者の宿泊療養施設の被害調査及び対策に関すること。
	医師・看護人材班	他の班の応援に関すること。
	国民健康保険班	り災した被保険者に関すること。
	社会福祉班	1 小災害り災者に対する援護措置要綱に基づく救助等の諸対策に関すること。 2 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく諸対策に関すること。 3 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく諸対策に関すること。 4 日本赤十字社鹿児島支部との連絡に関すること。 5 義援金品に関すること。 6 救助状況の報告に関すること。 7 ボランティア活動の情報提供に関すること。
	健康増進班	1 感染症予防に関すること。 2 感染症の発生状況等の調査及び報告に関すること。

対策部名	班名	所掌事務
くらし保 健福祉対 策部	障害福祉班	1 リ災した障害者の援護に関すること。 2 障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関するこ と。
	生活衛生班	災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。
	薬務班	1 救急用医薬品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせん に関すること。 2 血液の確保に関すること。
	子ども家庭班	1 リ災した児童の援護に関すること。 2 リ災した母子世帯及び父子世帯の援護に関すること。 3 リ災した妊産婦や乳幼児の援護に関すること。 4 子ども家庭課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関する こと。
	子育て支援班	子育て支援課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査 及び対策に関すること。
	高齢者生き生き 推進班	1 リ災した高齢者の援護に関すること。 2 高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設の災害応急対策 に関すること。 3 高齢者生き生き推進課所管の関係施設の被害の調査及び対 策に関すること。

対策部名	班名	所掌事務
商工労働 水産対策 部	商工政策班	1 商工労働水産対策部の総括に関すること。 2 商工労働水産関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	中小企業支援班	中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	産業立地班	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	販路拡大・輸出 促進班	販路拡大・輸出促進課の所掌事務関係の被害の調査に関するこ と。
	産業人材確保・ 移住促進班	産業人材確保・移住促進課の所掌事務関係の被害の調査に関す ること。
	雇用労政班	労働対策に関すること。
	エネルギー対策班	エネルギー対策課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	水産振興班	1 漁業関係の被害の調査に関すること。 2 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関するこ と。 3 緊急輸送手段としての県有の船舶の派遣及び漁船の派遣の 要請に関すること。 4 水産業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	1 漁港施設等の被害の調査に関すること。 2 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3 緊急輸送施設の確保に関すること。

対策部名	班名	所掌事務
農 政 対 策 部	農政班	1 農政対策部の総括に関すること。 2 農業関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。 5 緊急集積拠点の確保に関すること。
	農村振興班	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関すること。
	農業経済班	1 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 2 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	経営技術班	1 農業関係の被害の調査に関すること。 2 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。 3 保管されている毒・劇物農薬の安全対策に関すること。
	農産園芸班	1 災害救助法に基づく食料（米穀）の調達に関すること。 2 炊き出し用主食，副食物（災害救助法適用米穀）のあっせんに関すること。 3 農産物等の被害の調査に関すること。 4 農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	畜産班	1 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関すること。 2 飼料及び畜産物に関すること。 3 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
	農地整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に関すること。 2 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関すること。
	農地保全班	1 農地，農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の調査並びに応急対策に関すること。 2 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関すること。

対策部名	班名	所掌事務
土木対策部	監理班	1 土木対策部の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	道路建設班	1 道路及び橋りよう等の被害の調査に関する事。 2 道路の災害予防及び応急措置に関する事。
	道路維持班	1 道路及び橋りよう等の被害の調査に関する事。 2 災害時における道路及び橋りよう等の使用に関する事。 3 道路の災害予防及び応急措置に関する事。 4 緊急輸送道路の確保に関する事。
	河川班	1 土木復旧事業の総括に関する事。 2 河川及び海岸の被害の調査及び対策に関する事。 3 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく諸対策に関する事。 4 水位、流量その他の情報に関する事。 5 土木関係の被害の調査及び報告に関する事。 6 地域振興局及び支庁の建設部との連絡に関する事。
	砂防班	1 砂防関係事業に係る被害の調査に関する事。 2 砂防関係施設等の応急措置に関する事。
	港湾空港班	1 港湾の被害の調査に関する事。 2 津波及び高潮対策に関する事。 3 災害関係航路標識に関する事。 4 災害時における公有水面に関する事。 5 空港の被害の調査に関する事。 6 緊急輸送施設の確保に関する事。
	都市計画班	1 公園、下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関する事。 2 施工中の街路及び区画整理事業の施行地区の被害の調査及び対策に関する事。

対策部名	班名	所掌事務
土木対策部	建築班	1 建築物の災害復旧の技術指導に関すること。 2 建築物及び宅地の被害の調査に関すること。 3 県営住宅の被害の調査及び対策に関すること。 4 住宅関係の融資に関すること。 5 応急仮設住宅の建設に関すること。
国体・全国障害者スポーツ大会対策部	総務企画班	1 国体・全国障害者スポーツ大会対策部の総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	全国障害者スポーツ大会班	他の班の応援に関すること。
	施設調整班	他の班の応援に関すること。
	競技式典班	他の班の応援に関すること。
	競技力向上対策班	他の班の応援に関すること。
出納対策部	会計班	1 出納対策部の総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	管財班	1 本部の応急設営に関すること。 2 災害時における本庁の施設の利用に関すること。 3 有線通信の運用及び保守に関すること。 4 本庁電気施設の保守及び非常発電に関すること。 5 災害事務のための車両に関すること。 6 救援物資の調達に関すること。

対策部名	班名	所掌事務
教育対策部	教育総務福利班	1 教育対策部の総括に関する事。 2 学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関する事。 3 教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教職員の住宅の被害の調査に関する事。 4 教育事務所との連絡に関する事。 5 教職員の災害補償に関する事。 6 教職員の健康管理に関する事。 7 教職員等住宅の被害の調査に関する事。 8 部内各班の連絡調整に関する事。
	学校施設班	学校施設の被害の調査及び対策に関する事。
	教職員班	教職員の動員及び調整に関する事。
	義務教育班	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。 3 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事。
	高校教育班	1 生徒の避難その他の対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。
	特別支援教育班	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。 2 授業に係る措置に関する事。 3 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事。
	保健体育班	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事（総括）。 2 社会体育施設の被害の調査に関する事。
	社会教育班	社会教育施設の被害の調査に関する事。
	文化財班	文化財の被害の調査及び対策に関する事。
	人権同和教育班	他の班の応援に関する事。

対策部名	班名	所掌事務
災害警備 対策部	災害警備対策部 長が定める班	1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 3 交通規制・交通管制に関すること。 4 死体の見分・検視に関すること。 5 犯罪の予防社会秩序の維持に関すること。 6 その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。
県立病院 対策部	県立病院班	1 県立病院との連絡に関すること。 2 県立病院の被害の調査に関すること。
工業用水 道対策部	工業用水班	工業用水道部所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。

別表第 6（第 7 条関係）
地方連絡部

地方連絡部	所掌事務
東京地方連絡部	1 災害関係事項の国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関すること。 2 災害関係の情報資料の収集調査及びこれらの速報に関すること。 3 関東方面における災害対策用物資購入に当たってのあっせん等に関すること。 4 その他災害関係の特に命ぜられた事項。

別表第 7（第 9 条関係）
配備要員の数

対策部名	班名	配備要員の数			
		第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
危機管理防災対策部	本部連絡班	8	過半数	全員	全員
総務対策部	秘書班	—	2	4	全員
	人事班	4	過半数	全員	全員
	広報班	4	過半数	全員	全員
	学事法制班	—	2	4	全員
	市町村班	—	2	4	全員
	財政班	—	2	4	全員
	税務班	—	2	4	全員
	総務事務班	—	2	4	全員
男女共同参画対策部	青少年男女共同参画班	4	過半数	全員	全員
	くらし共生協働班	—	2	4	全員
	人権同和対策班	—	2	3	全員
総合政策対策部	総合政策班	4	過半数	全員	全員
	デジタル推進班	2	4	過半数	全員
	地域政策班	—	2	4	全員
	離島振興班	—	2	4	全員
	交通政策班	4	過半数	全員	全員
	統計班	—	2	4	全員
観光・文化スポーツ対策部	P R 観光班	4	過半数	全員	全員
	国際交流班	—	2	4	全員
	文化振興班	—	2	4	全員
	スポーツ振興班	—	2	4	全員
	スポーツ・コンベンションセンター整備班	—	2	4	全員

対策部名	班名	配備要員の数			
		第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
環境林務対策部	環境林務班	4	過半数	全員	全員
	廃棄物・リサイクル対策班	4	過半数	全員	全員
	自然保護班	4	過半数	全員	全員
	環境保全班	4	過半数	全員	全員
	森林経営班	—	2	4	全員
	かごしま材振興班	—	2	4	全員
	森づくり推進班	4	過半数	全員	全員
くらし保健福祉対策部	保健医療福祉班	4	過半数	全員	全員
	新型コロナウイルス感染症感染防止対策班	4	過半数	全員	全員
	新型コロナウイルス感染症療養調整班	4	過半数	全員	全員
	医師・看護人材班	—	2	4	全員
	国民健康保険班	—	2	4	全員
	社会福祉班	4	過半数	全員	全員
	健康増進班	4	過半数	全員	全員
	障害福祉班	4	過半数	全員	全員
	生活衛生班	4	過半数	全員	全員
	薬務班	4	過半数	全員	全員
	子ども家庭班	4	過半数	全員	全員
	子育て支援班	—	2	4	全員
	高齢者生き生き推進班	5	過半数	全員	全員

対策部名	班名	配備要員の数			
		第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
商工労働水産対策部	商工政策班	4	過半数	全員	全員
	中小企業支援班	—	2	4	全員
	産業立地班	—	2	4	全員
	販路拡大・輸出促進班	—	2	4	全員
	産業人材確保・移住促進班	—	2	4	全員
	雇用労政班	—	2	4	全員
	エネルギー対策班	—	2	4	全員
	水産振興班	—	2	4	全員
	漁港漁場班	—	2	4	全員
農政対策部	農政班	4	過半数	全員	全員
	農村振興班	—	2	4	全員
	農業経済班	—	2	4	全員
	経営技術班	—	2	4	全員
	農産園芸班	—	2	4	全員
	畜産班	—	2	4	全員
	農地整備班	4	過半数	全員	全員
	農地保全班	4	過半数	全員	全員
土木対策部	監理班	4	過半数	全員	全員
	道路建設班	4	過半数	全員	全員
	道路維持班	4	過半数	全員	全員
	河川班	4	過半数	全員	全員
	砂防班	4	過半数	全員	全員
	港湾空港班	4	過半数	全員	全員
	都市計画班	4	過半数	全員	全員
	建築班	4	過半数	全員	全員

対策部名	班名	配備要員の数			
		第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
国体・全国障害者スポーツ大会対策部	総務企画班	—	2	4	全員
	全国障害者スポーツ大会班	—	2	4	全員
	施設調整班	—	2	4	全員
	競技式典班	—	2	4	全員
	競技力向上対策班	—	2	4	全員
出納対策部	会計班	4	過半数	全員	全員
	管財班	4	過半数	全員	全員
教育対策部	教育総務福利班	4	過半数	全員	全員
	学校施設班	4	過半数	全員	全員
	教職員班	—	2	過半数	全員
	義務教育班	—	2	過半数	全員
	高校教育班	—	2	過半数	全員
	特別支援教育班	—	2	過半数	全員
	保健体育班	—	2	過半数	全員
	社会教育班	—	2	過半数	全員
	文化財班	—	2	過半数	全員
	人権同和教育班	—	2	過半数	全員
災害警備対策部	災害警備対策部長が定める班	災害警備対策部長が定める員数			
県立病院対策部	県立病院班	2	4	全員	全員
工業用水道対策部	工業用水班	2	3	全員	全員

注 配備の区分は、次のとおりとする。

区分	一般災害	地震・津波災害	火山災害
第1配備	(1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。 (2) 県内に特別警報が発表されたとき。	(1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。 (2) 県内に大津波警報が発表されたとき。	噴火警報（居住地域）が発表されたとき、又は噴火により比較的軽微な災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき。
第2配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	地震・津波により相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により相当の被害が発生し、又は発生することが予想される場合で本部長が必要と認めるとき。
第3配備	全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	(1) 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 県内に震度5強以下の地震又は津波が発生し、かつ、全地域にわたる大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により大きな災害が発生し、又は発生することが予想される場合で本部長が必要と認めるとき。

区分	一般災害	地震・津波災害	火山災害
第4配備	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。	(1) 県内に震度6強以上の地震が発生したとき。 (2) 県内に震度6弱以下の地震又は津波が発生し、かつ、全地域にわたる大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火による災害が特に甚大であり、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。

別表第8（第9条関係）

配備要員の数

鹿児島、南薩、北薩、大隅支部

支部名 班名	配備要員の数											
	鹿児島支部			南薩支部			北薩支部			大隅支部		
	第1 配備	第2 配備	第3 配備	第1 配備	第2 配備	第3 配備	第1 配備	第2 配備	第3 配備	第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務企画対策班	8	16	全員	6	10	全員	10	19	全員	6	10	全員
保健福祉環境対策班	7	14	全員	7	22	全員	15	24	全員	10	23	全員
農林水産対策班	10	18	全員	17	34	全員	11	18	全員	13	21	全員
建設対策班	20	40	全員	12	22	全員	19	37	全員	27	52	全員
教育対策班	2	4	全員	2	4	全員	3	7	全員	4	6	全員
県立病院対策班	—	—	—	4	10	全員	—	—	—	2	4	全員

始良・伊佐支部

班名	配備要員の数		
	第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務企画対策班	6	12	全員
保健福祉環境対策班	10	19	全員
農林水産対策班	16	32	全員
建設対策班	16	32	全員
教育対策班	2	5	全員
県立始良病院対策班	2	3	全員
県立北薩病院対策班	2	3	全員

熊毛支部

班名	配備要員の数		
	第1 配備	第2 配備	第3 配備
総務企画対策班	6	10	全員
保健福祉環境対策班	3	7	全員
農林水産対策班	10	18	全員
建設対策班	10	20	全員
教育対策班	2	4	全員
屋久島事務所対策班	10	20	全員

大島支部

班名	配備要員の数		
	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
総務企画対策班	9	16	全員
保健福祉環境対策班	5	10	全員
農林水産対策班	13	26	全員
建設対策班	10	20	全員
教育対策班	3	5	全員
県立病院対策班	2	4	全員
瀬戸内事務所対策班	8	12	全員
喜界事務所対策班	8	12	全員
徳之島事務所対策班	18	30	全員
沖永良部事務所対策班	9	18	全員

注 配備の区分は、次のとおりとする。

区分	一般災害	地震・津波災害	火山災害
第 1 配備	(1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき。 (2) 管内に特別警報が発表されたとき。	(1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき。 (2) 管内に大津波警報が発表されたとき。	噴火警報（居住地域）が発表されたとき、又は噴火により比較的軽微な災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合で、支部長が必要と認めるとき。
第 2 配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき。	(1) 管内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 (2) 管内に震度 5 強以下の地震又は津波が発生し、かつ、相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき。	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により災害が発生し、又は発生することが予想される場合で支部長が必要と認めるとき。

区分	一般災害	地震・津波災害	火山災害
第3配備	被害が特に甚大で、被害発生状況その他の状況により、全職員の配備を必要とする場合で、支部長が必要と認めるとき。	(1) 管内に震度6強以上の地震が発生したとき。 (2) 管内に震度6弱以下の地震又は津波が発生し、かつ、甚大な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき。	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火による災害が特に甚大であり、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で支部長が必要と認めるとき。
第4配備	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。	(1) 県内に震度6強以上の地震が発生したとき。 (2) 県内に震度6弱以下の地震又は津波が発生し、かつ、全地域にわたる大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火による災害が特に甚大であり、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。

14. 9 鹿児島県災害警戒本部設置要綱

〔危機管理防災局危機管理課〕

鹿児島県災害警戒本部設置要綱

(昭和61年4月1日)

(平成17年4月1日改正)

(平成31年4月1日改正)

(令和2年4月1日改正)

1 目 的

気象警報等が発表され、県下に災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、「鹿児島県災害対策本部」(以下「対策本部」という。)設置前の段階として「鹿児島県災害警戒本部」(以下「警戒本部」という。)を設置し、災害対策にあたるものとする。

2 警戒本部の構成

- (1) 警戒本部には本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は総括危機管理防災監、副本部長は危機管理課長又は災害対策課長及び河川課長、本部員は本部長が必要と認める関係課長をもって充てる。
- (2) 警戒本部には災害警戒要員を置き、危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課及び河川課の職員の外、本部員の課の職員をもって充てる。
- (3) 河川課にあっては、水防本部が設置された場合水防本部の体制をもって対策にあたるものとする。

3 警戒本部の所掌事務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な災害対策に関すること。

4 警戒本部の警戒体制

- (1) 本部長は、警戒本部を設置したときは、本部員である関係課長に通知するとともに、予想される災害に対する警戒体制について指示又は要請するものとする。
- (2) 前項の通知を受けた各課長は、所属職員をして警戒任務に当たらせる等災害対策に必要な所要の措置を講ずるものとする。

5 警戒本部の解散

- (1) 気象警報等が解除され、災害の危険が解消したと認めるとき、本部長が解散する。
- (2) 対策本部が設置されたときは、警戒本部を解散する。

6 災害警戒地方本部

- (1) 地域連絡協議会にあっては、管内において災害発生のおそれがあるときは、「災害警戒地方本部」を設置するものとする。
- (2) 災害警戒地方本部には地方本部長を置き、地方本部長は、地域連絡協議会長をもって充てる。
- (3) 地方本部要員は、地方本部長があらかじめ定めておくものとする。
- (4) 地方本部長は「災害警戒地方本部」を設置又は解散した場合は、直ちに総括危機管理防災監(警戒本部が設置されているときは本部長)に報告するものとする。

7 その他

警戒本部の総括的な連絡調整は、危機管理課又は災害対策課において行うものとする。

14. 10 鹿児島県災害支援対策本部設置要綱

〔危機管理防災局災害対策課〕

鹿児島県災害支援対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿児島県以外の都道府県で大規模災害等が発生した場合に、被災地を支援するための「鹿児島県災害支援対策本部」(以下、「本部」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第2条 本部は、次のいずれかの場合に知事が設置するものとする。ただし、鹿児島県において災害等が発生した場合は、県内の対応を優先する。

- (1) 鹿児島県以外の都道府県において大規模な地震・風水害等が発生し、支援が必要と認められるとき
- (2) 鹿児島県以外の都道府県において大規模な事件・事故等が発生し、支援が必要と認められるとき
- (3) その他、知事が必要と認めるとき

2 知事は、本部を存続させる必要が無くなったと認められるときは本部を廃止する。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事を、副本部長は、副知事を、本部員は、総括危機管理防災監、各部長(危機管理防災局長、男女共同参画局長、子ども政策局長、出納局長、教育長、警察本部長、県立病院事業管理者及び工業用水道部長を含む。)をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 被災地の被害状況の確認及び情報収集班の派遣に関すること。
- (2) 災害支援対策(具体的な支援対策内容は別表1による)及び現地支援連絡所開設に関すること。
- (3) 被災地の支援活動に必要な事項に関すること。
- (4) 災害支援対策の公表に関すること。
- (5) 被災都道府県への職員派遣に関すること。
- (6) その他支援に必要な事項の検討、実施に関すること。

(会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部会議は、本部長が必要により招集する。

4 本部長は、必要があると認めたときは、特定の本部員による本部会議を開催することができる。

5 本部長は、必要があると認めたときは、本部会議の構成員以外の者に対し、本部会議へ出席の上、意見等を求めることができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、災害対策課に置く。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 4 条 関係)

災 害 支 援 対 策

部局名	被災都道府県に対する支援に関する主な業務
危機管理防災局	・被害情報及び支援状況の全体の情報集約・記者公表 ・災害支援対策本部の運営 ・緊急通行車両の発行に関する業務 ・県内消防本部応援に関する情報集約 ・緊急消防援助隊等他機関の応援要請との調整 ・自衛隊の災害派遣状況の情報集約（後方支援調整等） ・ヘリの運用に関する総合調整（後方支援調整等） ・他県との総合調整 ・市町村等の支援の情報集約・調整 ・その他の総合調整
総務部	・マスコミ対応窓口（記者クラブとの調整窓口） ・記者発表による広報（県の被害状況、支援状況） ・人的支援（県職員）の要請に対する情報集約・調整
男女共同参画局	・県内関係団体の支援状況の情報集約・調整
総合政策部	・県内関係団体の支援状況の情報集約・調整
観光・文化スポーツ部	・県内関係団体の支援状況の情報集約・調整
環境林務部	・県職員（技術職員）派遣の応援要請に関する調整 ・県内関係団体の支援状況の情報集約・調整 ・関係団体（鹿環協・産廃協等）の支援（し尿処理、ごみ処理等）の情報集約・調整
保健福祉部	・医療チーム派遣の要請に関する調整 ・県職員（技術職員）派遣の応援要請に関する調整 ・その他医療関係技術者派遣の応援要請に関する調整 ・広域火葬に関する総合調整 ・医療機関単独の支援状況確認 ・社会福祉協議会等の支援状況把握 ・災害ボランティアの活動状況の情報集約・調整 ・県内水道事業者による支援状況の情報集約 ・医薬品等関係団体の支援状況の情報集約・調整 ・医療機関の患者受入等の情報集約 ・医療機関（精神）の患者受入等の情報集約 ・老人保健施設・老人福祉施設への入所者受入等の情報集約 ・障害者福祉施設等への入所者等の情報集約
子ども政策局	・県内関係団体の支援状況の情報集約・調整
商工労働水産部	・県職員（技術職員）派遣の応援要請に関する調整 ・県内関係団体等の支援状況の情報集約・調整
農政部	・県職員（技術職員）派遣の応援要請に関する調整 ・県内関係団体の支援状況の情報集約・調整
土木部	・協定に基づく関係機関の応援状況の情報集約・把握 ・県職員（技術職員）派遣の応援要請に関する調整 ・被災者の受入れに必要な住宅の提供に関する調整 ・被災建築物応急危険度判定士派遣要請に関する調整 ・被災宅地危険度判定士派遣要請に関する調整
出納局	・被災者の受入れに必要な避難・収容施設及び住宅の提供に関する調整 ・被災地支援に関する物資の調達 ・被災地支援に係る公用車等の調整

部局名	被災都道府県に対する支援に関する主な業務
教育委員会	・文教施設の応急危険度判定士派遣要請に関する調整 ・被災者の受入れに必要な避難・収容施設及び住宅の提供に関する調整
警察本部	・警察本部の活動状況の収集 ・被災地の災害情報及び交通情報の収集
県立病院局	・県職員（技術職員）派遣の応援要請に関する調整
工業用水道部	・県職員（技術職員）派遣の応援要請に関する調整

※ 本表に記載してある支援対策以外で、支援を必要とする場合においては、本部会議において必要な災害支援対策を協議し、支援を行う。